

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



答えは ③3分の1

改正貸金業法(貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法)の完全施行に伴い、過剰貸付規制を強化すべく、「総量規制」が導入され、総借入残高が年収の3分の1を超える貸金業者による貸付が原則禁止されました。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL : 088-822-0114

消費生活センター便り

安くなっでない!?!
光回線サービスの乗り換えは慎重に



最近、光回線契約の乗り換えに関するトラブルの相談が相次いでいます。

事例

大手通信事業者を名乗り「光コラボにすると今のプロバイダ契約より料金が安くなる。変更しないか」と勧誘された。内容が理解できないまま契約し、後日届く書面に記載されている番号をパソコンに入力するよう指示されたが、よく分からなかったので設定はせずに放置していた。その後、請求書が届いたが、安くなっていなかった。今は前に契約したプロバイダを使用していて、二重契約になっていると思われる。現在の自分の契約がどうなっているのかよく分からず不安。解約して元の契約に戻すことは可能か。 (10代 男性)

光コラボこと「光コラボレーションモデル」とは、2015年2月にNTT東日本・西日本が始めた光回線の「卸売」を受けて、各事業者が光回線を自社のサービス(携帯電話やプロバイダなど)とセットにして販売する新しいビジネスモデルです。これまで、回線とプロバイダはそれぞれ別個の契約でしたが、プロバイダ事業者の提供する光コラボに乗り換えることにより、一つの契約となり、料金や問い合わせ等の窓口を一本化することができるようになりました。しかし、光コラボで必ずしも安くなるとは限りませんし、これまで契約していたプロバイダ事業者から別のプロバイダ事業者が提供する光コラボに乗り換えた場合などに、今までのメールアドレスが利用できなくなったり、前のプロバイダ契約の解約料が発生することもあります。

「安くなる」と勧誘されても、その場で了承せず、サービス内容や契約条件を十分確認し、現在の自分の契約内容と比較するなど、慎重に判断しましょう。

わからないことや困ったことがあれば消費生活センターに相談してください。

高知県立消費生活センター

☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地
「ソーレ」2階
(休所日 土・祝日・12/29~1/3)

相談受付 日~金 9:00~16:45
※日曜日にも相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

